

令和 8 年 1 0 月 3 0 日

令和 7 年度港湾整備事業特別会計資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

特別会計の名称	港湾整備事業特別会計
資金不足比率（％）	－ (資金剰余のため該当なし)

※資金不足額がないため、比率を「－」で表示しています。

資金不足比率の経営健全化基準は、20％です。

【お問い合わせ先】

四日市港管理組合 総務課

財政担当

電話番号 059-366-7008